

平成26年 3月 12日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

経理責任者

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター
院 長 野島 照雄

1. 競争に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 ノートパソコン 22 台の調達
- (2) 入札説明書の交付期間 平成 26 年 3 月 12 日～平成 26 年 3 月 26 日
- (3) 納入期限 平成 26 年 4 月 8 日
- (4) 納入場所 独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター内の指定場所
- (5) 入札方法等 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- 1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のC又はDの等級に格付けされ関東甲信越地域の競争参加者資格を有する者。

3. 契約条項を示す場所

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター
事務部企画課契約係(TEL043-291-1221 内線 2207)

4. 入札書提出期限

平成 26 年 3 月 26 日まで

5. 開札日時及び場所

平成 26 年 3 月 27 日 11 時 00 分 管理棟 2 階 ミーティングルーム

6. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書の作成要否 要
- (4) その他 詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、経理責任者 独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター 院長 野島 照雄が発注する調達契約に関し競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 ノートパソコン 22 台の調達
- (2) 購入物品の特質等 別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成 26 年 4 月 8 日
- (4) 納入場所 独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター内の指定場所
- (5) 入札方法

落札者は最低価格落札方式をもって行う。

- ① 落札価格は、(1) の品目 22 台分の合計金額とする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、落札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

2. 競争参加者に必要な条件

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第 6 条により、次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。
 - ① 契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、または物件の品質に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと、又は、契約者が履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 全省庁統一資格基準の一般競争（指名競争）参加資格において、「物品の販売」のうち、「C」又は「D」の等級に格付けされているものであること。
なお、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付すること。
- (4) 調達物品が、薬事法（昭和 35 年 8 月 10 日法律第 145 号）に基づく申請等を必要とする場合は、医療用具の販売業の届出を行っている者または輸入販売業の許可を受けている者であって、調達される物品を十分に納入することが可能であることを証明できる者であること。
- (5) 調達物品に係る、迅速かつ正確なアフターサービス体制が整備されていることを証明できる者であること。

3. 競争参加者は、次に定める書類（以下、「応札仕様書等」という。）を提出しなければならない。

(1) 提出書類

① 競争参加資格等級決定通知書（写）

② 定価証明書

(2) 提出部数 1部

(3) 提出日 上記の提出書類については、3月26日までにご持参下さい。

4. 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書及び入札説明書等を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、後記（4）の照会先に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、別添様式による入札書を直接又は郵便により提出しなければならない。なお、郵便により提出する場合は、書留郵便にて提出することとし、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出場所及び本件調達にかかる照会先

〒266-0007

千葉県緑区辺田町 578 番地

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター 企画課契約係

電話 043-291-1221 内線 2207

(5) 入札書の受領期限 平成26年3月26日 17:00

(6) 入札書を提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記し、更に「平成26年3月27日開札 ノートパソコン22台の調達 入札書在中」と朱書しなければならない。

(7) 入札書は、競争参加者による記名押印が原則となっているので代理人を選任する場合は委任状を必要とする。

① 封印する入札書を代理人に作成、提出させる際は、入札書を作成月日での委任行為を明らかにした委任状を提出すること。

② 代理人に入札会場への入場、入札書及び見積書の提出をさせる場合は、開札日当日の委任行為を明らかにした委任状を持参させること。

③ 複数の委任行為を（競争参加者から支店長、それを部長等に委任）をしている場合は、それぞれの委任行為を明確にできる委任状を同封又は持参させること。

④ 委任関係が明確でない委任状を同封又は持参した場合は、開札日当日であっても入札の無効及び入札会場への入場並びに入札書の提出をさせないことがあるので、不明の点は上記（4）の照会先に確認すること。

(8) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の住所、会社名（名称または商号）、氏名及び当該代理人の氏名を記入して代理人の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(9) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分に二重線を引き押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

- (10) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 経理責任者は、競争参加者が相連合し又は不隠の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (12) 競争参加者は、購入物品のほか納入に要する一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (13) 開札日時及び場所（以下「入札会場」という。）
開札日時 平成 26 年 3 月 27 日 11 時 00 分
※入札会場への入場は各開札時刻の 5 分前までとする。
場 所 管理棟 2 階 ミーティングルーム
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。従って、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、開札日の前日までに上記（4）の照会先にその旨を連絡すること。
- (15) 入札会場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（14）の立会い職員以外の者を入場させることができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格の等級決定（又は登録）通知書の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。また、競争参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、決定（又は登録）通知書の写し並びに委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、経理責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、入札会場を退場することはできない。
- (19) 経理責任者は、入札会場において次の各号の一に該当する者を当該入札会場から退去させることができる。
① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者
- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (21) 開札を行い、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において前記（14）の競争参加者又はその代理人が立ち会わない旨の連絡があった場合には、経理責任者は他の日時において再度入札を行うことができる。

5. 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争に参加するために必要な資格のない者が提出した入札書。
- (2) 入札金額、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における、競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。
- (3) 調達物品名に重大な誤りのある入札書。
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (5) 入札金額を訂正した入札書。
- (6) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の不明瞭な入札書。
- (7) 入札書が受領期限までに到達しなかった入札書。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書。

7. 契約交渉権者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付し、第一交渉権者を決定する。
- (2) 交渉権者となるべき同一価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて交渉順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、交渉順位を決定するものとする。
- (3) 契約交渉権者の決定に当たっては、入札会場に立ち会わなかった競争参加者又はその代理人がある場合には、その翌日から起算して7日以内に契約交渉権者を決定した旨を、当該入札者に書面により通知するものとする。

8. 契約金額の決定

経理責任者は、契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約金額を決定するものとする。ただし、その交渉が不調又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことがある。

9. 支払条件

契約条項による。

10. 契約保証金

契約保証金は、免除する。

11. 契約書の作成

- (1) 契約決定者は、経理責任者等に対して、遅滞なく請書等を提出しなければならない。
- (2) 契約の相手方が決定したときは、経理責任者が指定する期日までに別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (3) 契約決定者は契約書（2部）に記名、押印し、経理責任者に送付又は持参し、これに記名、押印をうけるものとする。
- (4) 上記（3）の場合において、経理責任者等は記名捺印した当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) 本契約は、経理責任者と契約の相手方双方が契約書に記名、押印しなければ成立しないものとする。

1 2. 契約条項

別添契約書（案）のとおりである。

1 3. 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

1.4. その他の必要な事項

(1) 経理責任者の職名及び氏名

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター 院長 野島 照雄

(2) 経理責任者から調達物品に係る構成内容、解説資料等について説明を求められた場合には、競争参加者の義務として十分な説明をしなければならない。

(3) 入札を行っても入札者がいないときまたは再度の入札を行っても落札者がいないとき若しくは契約決定者が契約を結ばない場合、経理責任者は次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

① 引き続き入札を行う。

② 予定価格の制限内で改めて商議を行い、商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

(4) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 本件調達に関する照会先は、上記4(4)のとおりとする。